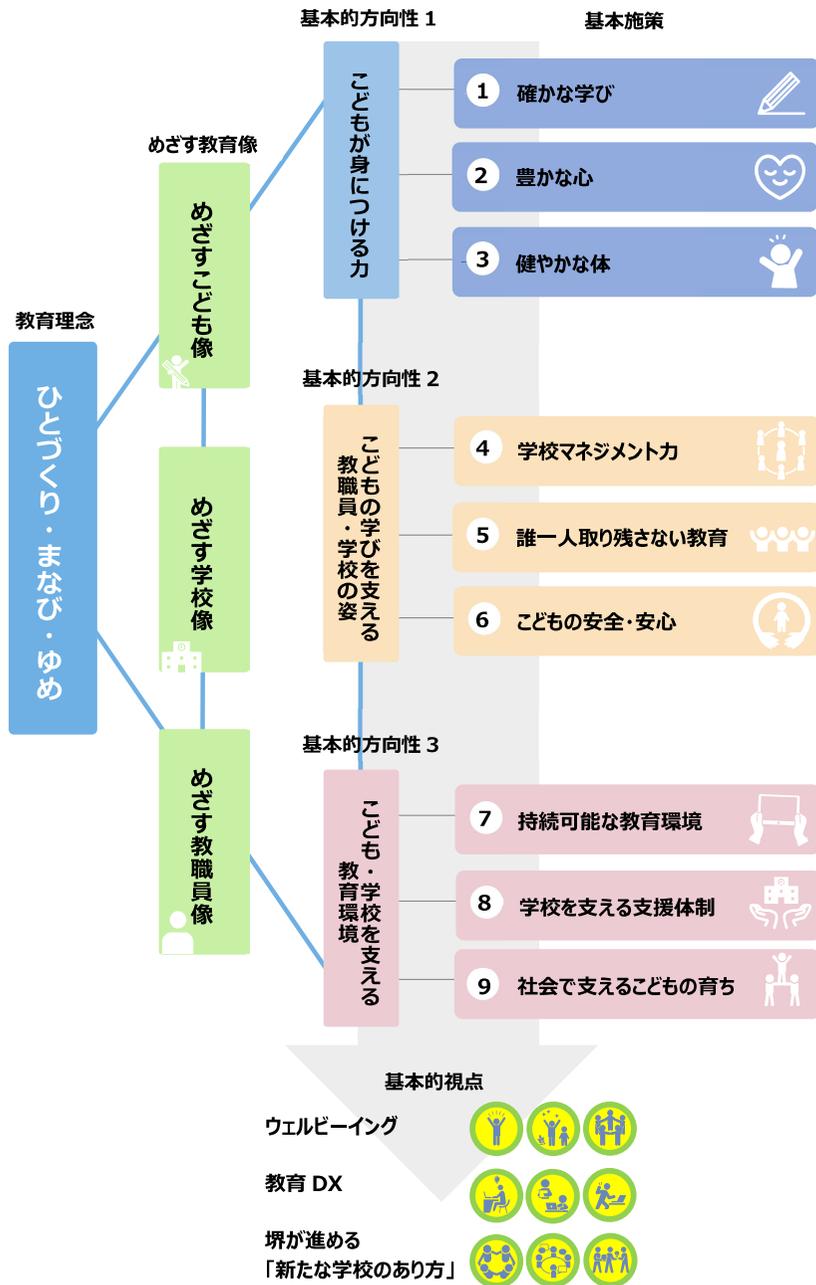


「プランの施策体系」



第1章 プランの概要・本市の教育理念

第1章 プランの概要・本市の教育理念

1 プランの概要

(1) 策定の趣旨

本市では、平成 18（2006）年に策定した「堺市教育活性化プラン」をもとに、よりよい教育の実現と教育諸課題の解決に向け、「堺から世界へはばたく堺っ子」の育成に取り組んできました。その後、平成 23（2011）年に、本市におけるはじめての教育振興基本計画「未来をつくる堺教育プラン」を策定して以来、平成 28（2016）年策定の「第 2 期未来をつくる堺教育プラン」、令和 3（2021）年策定の「第 3 期未来をつくる堺教育プラン（以下「第 3 期プラン」という）」へ継承、発展させ、「ひとつぐり・まなび・ゆめ」という教育理念のもと、「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」を育成する教育の充実に取り組んできました。

変化の激しい現代社会において、この数年で様々な価値観や学び方、働き方が大きく変容してきました。グローバル化や生成 AI・デジタル技術の急速な進展、社会の多様化、予測困難な社会への対応等、学校だけでは解決できない課題も多く見られるようになってきています。次代を担う子どもたちが、想定外の事態にもしなやかに対応し、自律的に学び、他者と協働しながら、新たな価値を創造し、様々な課題を解決する力を身につけるために、学校・家庭・地域等が連携し、社会全体で、誰一人取り残さない教育に取り組む必要があります。

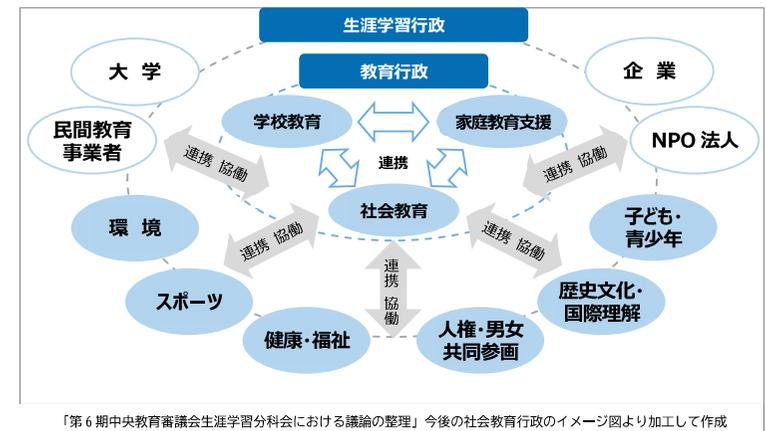
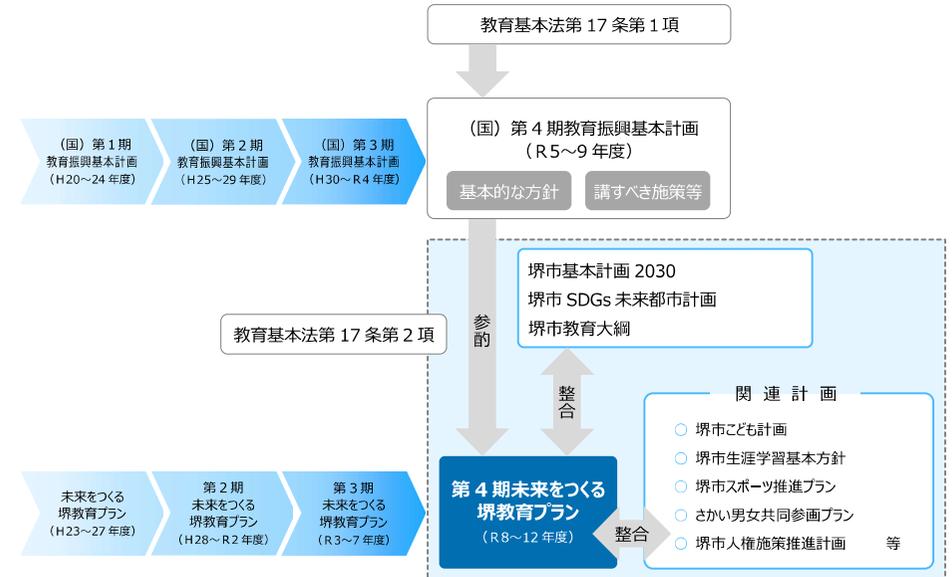
また、人生 100 年時代と呼ばれる中、子どもたちは将来において、学び直しや多様なキャリア形成が求められる「マルチステージ型」の人生を生きることになります。そのためには、生涯にわたり学び続けることは必要不可欠であり、自ら課題を発見し、解決に向けて柔軟に考え、判断し、行動できる力が求められます。

第 3 期プランの成果を継承、発展させ、すべての子どもの多様性が認められ、多様な選択ができる環境のもと、自分の人生の舵を取り、未来を切り拓くことができる力を育む教育の実現をめざし、「第 4 期未来をつくる堺教育プラン」（以下「第 4 期プラン」という）を策定しました。

(2) 位置づけ

第 4 期プランは、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定しました。これまでの教育プランの成果と課題及び社会情勢の変化や国の教育における動向を踏まえ、学校教育を軸として、家庭・地域における教育（いわゆる「家庭教育」、「社会教育」）と連携・協働しながら子どもを育むための本市の教育分野の計画とします。

第 4 期プランの策定にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に基づき市長が策定する「堺市教育大綱」、市政全般の基本方針である「堺市基本計画 2030」や「堺市 SDGs 未来都市計画」、関連計画である「堺市こども計画」、「堺市生涯学習基本方針」等と整合を図りました。学校教育を軸として、「学校教育」、「家庭教育」、「社会教育」の 3 つを大切に、生涯学習とも関連付けながら、教育委員会以外の他の部局や多様な主体とより一層連携・協働して、本市がめざす教育の実現に向け、施策を推進します。



「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」今後の社会教育行政のイメージ図より加工して作成

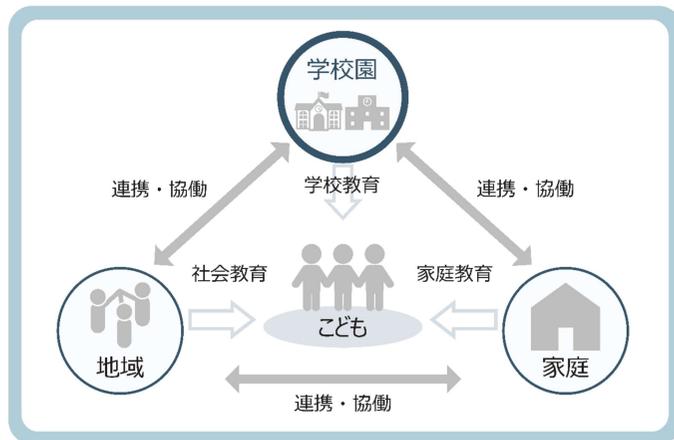
資料：堺市生涯学習基本方針（令和 4 年）

(3) 計画期間

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。なお、プランの進捗状況や教育を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。

(4) プランの範囲

こどもの学びや育ちを支えるためには、「学校教育」、「家庭教育」、「社会教育」の3つが連携・協働し、相互に補完することが重要であることから、学校教育を軸として、家庭や地域社会も含めた教育に関わる取組を範囲とします。



- 学校教育とは
学校教育とは、「学校教育法が定める学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）で行う教育」のことで、教育基本法が掲げる教育の目標の達成に向けて、体系的かつ組織的に行う教育をします。
- 家庭教育とは
「家庭教育（父母その他の保護者がこどもに対して行う教育）」とは、すべての教育の出発点であり、右記の資質・能力等をこどもに育み、こどもの心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担うものであると文部科学省は示しています。
- 社会教育とは
「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動であると文部科学省は示しています。

- ①基本的な生活習慣・生活能力
- ②人に対する信頼感
- ③豊かな情操
- ④他人に対する思いやり
- ⑤善悪の判断などの基本的倫理観
- ⑥自立心や自制心
- ⑦社会的なマナー

2 本市の教育理念

変化が激しく将来を予測することが困難な現代社会であるからこそ、次代を担う子どもたちが、充実した人生をしなやかに生きること、持続可能な社会の創り手として、明るい未来を思い描きながら、他者とともに成長していくことが重要です。

そのためには、多様な価値観を尊重し自分も他者も大切にできる心、他者によりよい関係を築きながら協働する力、広い視野で主体的に判断し、予期せぬ事態へ柔軟に対応する能力、挑戦心を持って新たな世界にふみ出す勇気、粘り強く最後までやり抜く力、そしてそれらを支える健康な体と体力、加えて、生涯にわたって学び続ける意欲を育み、これらの力を備えた人格を形成することが、教育の大きな役割です。

本市では、このような教育に課せられた役割に対して、よりどころとなる普遍的な理念である「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念として定めています。

「教育理念」ひとづくり・まなび・ゆめ

豊かな心のひとづくり

自分のよさや可能性を大切に、人権意識を持ち、多様な価値観を認め、他者の立場や思いを尊重できる豊かな心、また、持続可能な社会の創り手として、様々な変化や状況に前向きに捉え、主体的に社会に参画し、新たな価値を見出すことのできる創造性あふれる柔軟な心を育む教育を推進します。

確かな学びの形成

変化の激しい不確実な社会を生き抜くために必要となる、主体的に課題を発見し、広い視野で物事を捉え、解決に向けて新たな価値を創造することができる力や、自らを律し、学び続け、他者と協働しながら、学んだことを自身の人生や社会で生かすことのできる幅広い力を形成する教育を推進します。

ゆめをはぐむ教育の推進

自分のよさや可能性を発揮しながら、生涯にわたり、しなやかに、よりよく生き、ゆめの実現に向けて様々な選択ができるよう、学校や家庭、地域を含む多様な主体と連携しながら、誰一人取り残さない教育を推進します。
また、本市が有する歴史的背景のもと、自由・自治の精神や、歴史・文化を継承し、優れた文化を創造できる教育を推進します。